



語り継ぐ教訓（大船渡市）

大船渡市長 とだ きみあき
戸田 公明

1. 被災状況と震災からの復興状況全般

東日本大震災の本市の被害状況は、人的被害については、平成 27 年 9 月 30 日現在で死者 340 人、行方不明者 79 人、住家被害は、全壊 2,791 世帯、大規模半壊 430 世帯、半壊 717 世帯、一部損壊 1,639 世帯となっている。

また、公共施設等の被害額は、107,713,753 千円となっている。

震災からの復興状況は、平成 27 年 12 月 31 日現在では、約 260 の復興計画事業のうち、約 7 割が完了、または軌道に乗り当初の目標を達成し、残りの 3 割についても、そのほとんどが進行中の状況である。

具体的には、「住まいの再建」の主要事業である、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業においては、整備計画のうち平成 27 年度末までに約 8 割が敷地造成工事や建築工事が完成見込みである。

また、本市の中心市街地の核である大船渡駅周辺地区については、宿泊施設や大型商業施設の建設が始まる中、平成 27 年 12 月にはまちづくり会社が設立され、官民連携による広域的な商業・観光の拠点づくりが着々と進展している。

2. 復興の取組の中で、防災・まちづくりが進んだ事例、また、このうち震災前からの取組が効果を発揮したもの

（災害危険区域の指定）

災害危険区域の指定にあたっては、あらかじめ地域ごとに説明会を開催し、建築制限などの内容を説明するとともに、東日本大震災津波の実態をよく知る地域住民から実浸水域等を確認したことにより、円滑に指定することができた。

災害危険区域の指定により、住宅や社会福祉施設、学校（幼稚園・特別支援学校）、医療施設（患者などの収容施設のある施設）の立地を制限し、将来にわたって津波から住民の生命や財産を守るための対応が図られている。

（小規模な高台移転）

典型的なリアス式海岸を有する本市にとって、高台で大規模な造成を行うことは、用地の確保をはじめ、さまざまな課題が想定された。このことから、被災した地域内の安全な高台に点在する遊休農地や空き地等を活用し、移転者のみならず、近隣住民を含んだ被災前からのコミュニティが維持できるよう、5 戸から 10 数戸の団地造成を行った。

このことにより、大規模造成の場合と比べ、工事や宅地引渡しまでの時間短縮が可能となり、被災者の早期住宅再建が可能となった。また、既存集落内での整備であることから、必要となるインフラの整備が小さいものとなり、事業費の縮減が図られた。

（災害公営住宅の整備）

東日本大震災で住宅を失った人に比較的低額な家賃の住宅を提供するため、災害公営住宅の整備を進めている。

市と県を合わせて 801 戸の整備計画で、平成 27 年度末までに 630 戸が完成し、平成 28 年 9 月には、全戸が完成する見込みである。

整備にあたっては、災害危険区域の第 1 種及び第 2 種 A、B 区域外に建設している。

新しい災害公営住宅への入居が進む一方で、入居者が新しい住環境に戸惑ったり、受け入れる地域においても心配したりする人もいる。

このため、大船渡市応急仮設住宅支援協議会の協力を得て、応急仮設住宅支援員が兼務するコミュニティサポーターを配置し、災害公営住宅を巡回することで、入居者相互及び地域コミュニティとのつなぎ役を担い、入居者の自立とコミュニティづくりを支援している。

（中心市街地の再生）

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた大船渡駅周辺地区において、安全な市街地形成を図るため、土地区画整理事業を導入し、道路・公園等をはじめとする公共施設の再整備や地盤の嵩上げなどの基盤整備を行うとともに、商業地及び津波防災拠点施設等の用地の取得や敷地整備等のため、区域内に津波復興拠点整備事業を導入し、まちづくりを進めている。

また、市とまちづくり会社が連携し、商業施設の整備等による中心市街地の形成を目指したまちなか再生計画の策定や津波立地補助金の申請などの取り組みが順調に進んでいる。

（被災跡地の利活用）

防災集団移転促進事業により買収した点在する被災跡地の利活用が課題となっている。

各地区の復興推進組織（自治会の代表等で組織）と市が定期的に協議・検討を行い、跡地利用の素案を取りまとめたことにより、地域の円滑な合意形成に結びついた地区もある。

（地区によっては、検討状況を広報紙などで周知しながら進めたことも効果的であった。）

（避難訓練の実施）

震災前においては、昭和 35 年のチリ地震津波の日に合わせて、毎年 5 月 24 日又は 5 月 24 日に近い日曜日に、地震、津波による災害を想定し、防災関係機関が一体となり、地域住民の参加協力のもとに実践的な防災訓練を行っていた。

このほかに、毎年 9 月 1 日の「防災の日」、1 月 17 日の「防災とボランティアの日」に、市災害対策本部の設置訓練や防災関係機関と連携した訓練を実施していた。

震災後は、平成 25 年度から東日本大震災規模の地震、津波を想定した防災訓練を再開し、関係機関との連携強化と市民の防災意識の醸成に努めている。

（自主防災組織の結成促進）

地域コミュニティによる防災組織の必要性の高まりから、市内の自主防災組織の結成促

進や組織育成を進め、震災前には市内 132 地域のうち、97 地域で自主防災組織が結成されていた。

自主防災組織においても、毎年行われる防災訓練に併せて、津波避難訓練や負傷者搬送訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練などのさまざまな訓練が行われていた。

震災時においては、避難者名簿の作成、避難所の運営、炊き出しなど主に避難所における対応に協力いただいた。

3. 震災前からの防災に関する取組が十分ではなかったと感じている事例、またこれを踏まえて改善した点又は今後改善が必要と考えている点

(情報伝達手段の多様化)

震災前、住民への防災情報などの情報伝達手段は、市内全域においてアナログ式の防災行政無線によるものしかない状況であった。

震災後、市内全域において、デジタル式の防災行政無線を整備するとともに、難聴地域の解消のため、希望者に対しては、各家庭への戸別受信機の設置を行った。

また、同時にツイッターやSNS、コミュニティFMなどを活用した情報配信を行うとともに、津波注意報等の発表に伴い避難勧告等を発令する場合には、さらに緊急速報メールにより情報を配信するなど、情報伝達手段の多様化を図った。

(食料等の備蓄)

震災前、各避難所等での備蓄品については、毛布など、限られた物品の備蓄のみであり、市としての食料や飲料水の備蓄は、行っていない状況であった。

震災後、市内の中核的な避難所に、日本赤十字社からの支援により、防災倉庫を設置し、発電機や投光器、簡易トイレ、テントなど防災設備を整備するとともに、食料や飲料水などについても、毎年度購入し、防災倉庫に備蓄を行っており、今後においても計画的な備蓄品の購入と更新など、適切な管理を行う。

また、大規模災害発生時において、発災直後、全ての避難者について公的な備蓄で対応することは困難であることから、各家庭における食料等の備蓄についても今後進めていく必要がある。

4. 次の災害に備えた提言・メッセージ

あの未曾有の大災害からここまで再起を果たすことができたのも、発災直後からいただいた、全国、そして世界各国の皆さまからの温かく力強いご支援があればこそである。

今後とも、震災の記憶を決して風化させることなく、未来への教訓とするとともに、防災、減災の考え方を基本としたまちづくりを市民と行政が一丸となり、取り組んでいくことが重要である。

今回の教訓を後世に伝えることにより、来るべき災害への備えとするとともに、次代の防災力向上に努めて参りたい。

これまで多大なご支援、ご協力をいただいた皆様に厚くお礼申し上げますとともに、復興を必ず成し遂げ、市民が夢と希望を抱きながら生活できる魅力あるまちを築くことをお約束申し上げます。